

平成29年度事業計画

I 環境認識

1 法人を取り巻く状況

平成29年4月1日に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行される。社会福祉法人制度の改革点としては、①経営組織のガバナンスの強化②事業運営の透明性の向上③財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）④地域における公益的な取り組みを実施する責務⑤行政関与の在り方、の5点が明確化されました。④以外は、公益法人制度の方が先行していると考えられるので、当面当法人への影響はないと思われる。しかし④に関しては、公益目的事業を行う法人として当法人にも課せられた責務と捉え取り組みを進めて行かなければ、広く地域の方々からの信頼を得ることが出来ない原因となりかねない。この点に関してはすでに取り組みを始めている。しかし指定管理施設であること、その上に施設の改築問題とも相まって思うような地域への取り組みはできていない。今後もこの点に関しては、ニーズ調査などを行い、地域に貢献できる新たな取り組みの実現に向け必要な検討を重ねて行かねばならない。

平成29年度で名古屋市にじが丘荘の第3期指定管理期間が終了する。当法人としては第4期指定管理者募集に手を挙げ、名古屋市にじが丘荘の管理運営継続を目指すため、理事、評議員、監事、従業員が一丸となって選定されるように協議・検討し応募しなければならない。

2 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」を取り巻く状況

5年ごとに実施される厚生労働省の『全国母子世帯等調査』の平成23年度版によれば、全国の母子世帯数（推計値）は123.8万世帯であり、前回（平成18年度）調査の115.1万世帯より8.7万世帯の増加であった。ひとり親世帯になった理由は、死別7.5%、離婚80.8%、その他11.7%であり、死別が減少し、離婚、その他の理由が増加した。就業状況

は、80.6%が働いており、内正規職員39.4%、自営2.6%、パート・アルバイト等47.4%であった。世帯の平均年間収入は291万円であるが、母親自身の収入は223万円であった。そのうち、母の就労収入は181万円にとどまっている。母子世帯をとりまく状況は、引き続き大変厳しいものがある。

この調査は5年ごとなので昨年調査が行われている。集計結果が出るのは今年の後半であるが、大きな変化は無いと思われる。

この調査に類似した調査を名古屋市も行っている。平成25年（前回平成20年）で同様に数値を見てみると、母子世帯数（推計）26,147世帯（前回24,726世帯）で1,421世帯の増加。全国と同じである。ひとり親世帯になった理由は、死別3.5%（前回6.0%）、離婚83.0%（前回81.0%）、未婚12.9%（前回11.1%）死別の減少、離婚と未婚の増加。その他と未婚とでカテゴリーが若干違うが傾向は同じである。就業状況は、84.3%（前回87.3%）が働いており、内正規職員34.8%（前回39.4%）、自営1.3%、パート・アルバイト等59.0%であった。正規職員が少ない点では、全国と同じ傾向にあると言える。世帯

の平均年間収入は249.1万円（前回227.3万円）である。母親自身の収入、そのうちの母の就労収入のデータはないので比較できないが、他の調査から見ても傾向としては同じと

みてよいと思われる。世帯収入に関しては各種手当が充実されていくと増えていくが、受給期間に制限が設けられもしているため今後どのようなようになっていくかは定かではない。

また、母子生活支援施設の入所理由は、現在夫等からのDVが第一位を占めるが、家庭環境不適切、住宅事情、経済事情等の中にもDVは存在しており、実数ははるかに多いと思われる。その中には外国人の母子も多く存在するが、日本人パートナーからのDVで入所される方がほとんどである。

名古屋市にじが丘荘を取り巻く状況として最も切実なることは、改築が本格始動をすることとなったことにある。名古屋市内最古の母子生活支援施設で利用者には最低基準以下の住環境で自立を目指していただいていたが、改築がなされれば利用者にとって喜ばしいことになる。しかし住環境の劣悪さが自立への意欲となっていたことも一因であることは事実である。それが無くなると、自立への意欲をどのように養っていくかも大きな問題となることは予測できる。よって現在の支援方法を基に、改築後の支援について利用者の自立を阻害することのないように検討、準備していくことが必要となる。

II 運営理念

名古屋市千種母子福祉協会は昭和31年に千種区内（当時）民生事業関係者の浄財により、財団法人として設立された。こうした経過から法人は、

『地域住民とともに 利用者の自立促進を図り 母子福祉を増進する』
ことを運営理念としており、この運営理念を母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」の運営理念ともしている。

III 基本方針及び本年度の重点項目

1 基本方針

母子生活支援施設は、社会の変化に伴いその役割を変化させている。現在においても、様々な過酷な状況を経験してきた母子の人権の砦として機能することが重要な役割となっている。

また、施設には、母と子どものそれぞれの状況に応じた「自立」を実現する支援が求められているが、「自立」と言っても、何の支援も受けずに、自分たちだけで生活できるというケースは現在一部にとどまる。「支援つき自立」という言葉もあるように、支援を受けながら「自立した生活」を実現するケースがむしろ多数であるというのが重要な視点となっている。

名古屋市にじが丘荘は、こうした視点と上記の運営理念に基づき、母子生活支援施設運営指針（平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）にも則り、定款第4条の公益目的を達成することができるよう、以下の基本方針に基づき運営を行う。

① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援する。支援サービスの提供に当たっては、母親と子どもの人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守する。

② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活

による過度の緊張やストレスによって、よりよく生きて行こうとする気持ちや力が損なわれている。安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するとともに、職員による宿直体制や防犯カメラの設置・警備契約により安全を確保する。

③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供する。

④ 児童が心身とも健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の未熟な母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育等を通じて子育て支援を行う。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて母子関係の調整も図る。

⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科への受診やカウンセリングを受けられるようにする。

⑥ 地域との緊密な関係づくりと施設のオープン化

施設は地域の支えなくしてはなりたたない。地域に根付いていくため、町内会、子ども会等に参加し、各種行事に参加するとともに会費負担し、役職も引き受ける等地域の一員としての役割を果たし、地域との緊密な関係づくりに努める。

実習生、ボランティアを積極的に受け入れることにより施設の閉鎖性を解消し、オープンな施設運営に努める。

⑦ 関係機関との連携

関係機関とのネットワークを大切にし、福祉、医療、行政、教育等を始めさまざまな分野にわたる関係機関との連携を図っていく。

⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人ひとりが専門性を高め、資質向上が求められる。策定した「職員研修計画」に基づき、カンファレンス等の場を活用したOJTや各種研修への積極的参加とともに自己研鑽に努める。また、母子生活支援施設に必要な人材確保を図っていく。

2 本年度の重点項目

にじが丘荘の事業運営に当たり本年度は、次の重点項目に留意しつつ運営していく。

(1) 法人運営

平成 29 事業年度開始前に事業計画、収支予算書等を行政庁に提出する。6 月には平成 28 事業年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法令に則り行政庁へ提出する

とともに、閲覧請求があれば市民に開示を行うことができるよう事務所に備え置くものとする。

期

今年度で名古屋市にじが丘荘第 3 期指定管理期間が終了する。それに合わせて第 4 期指定管理者募集があるので、指定管理者に選定されることを最重点目標として取り組んでいく。

(2) にじが丘荘運営

にじが丘荘の運営について、本年度は次のような取り組みを進める。

① 組織的な取り組みの推進

にじが丘荘利用者に対して、荘長、担当職員だけでなく、支援にあたる職員全員で合議して自立支援計画を検討・策定するとともに、入所から退所後のアフターケアまでの具体的な支援についても組織的な取り組みを引き続き進めていく。

平成 25 年度からは子どもの自立支援計画を策定しているが、子どもの課題を正確に把握し、的確な支援を進めるため、その評価を踏まえ、より適切なものにするよう継続的に検討していく。

② カウンセリングの推進体制の強化

DV被害を受けたり、虐待を受けたりした利用者の心的外傷に対しては、精神科に受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。母子の心のケアを図るため、カウンセリング導入前の会議による必要性の検討、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラーの情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るよう努める。

③ 市外からの利用者の受け入れ実績の確保

母子生活支援施設における広域入所促進事業については、この制度の趣旨を踏まえ、従来からの基本方針に基づき、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子を、住所地から離れた母子生活支援施設「にじが丘荘」として広域的に受け入れていく。

④ 利用者負担金の適正な管理

利用者の負担金については、速やかに収入手続をとり、金融機関に預け入れ、遺漏のないよう安全確実な管理を行う。

⑤ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき、緊急に保護を必要とする母子等を受け入れ、必要な援護と相談・指導を実施する。

⑥ 地域貢献

公益法人の責務として地域貢献を考えていかなければならないが、指定管理の枠の中で出来る事を考えていかなければならない。そんな中で現在、①施設保有の備品の貸し出し（もちつき道具、キャンプ用品、行事用大型テント等）②施設職員のスキルの貸し出し（子ども会役員への就任、大学の福祉実習オリエンテーションへの講師派遣等）③アフターケアの延長線から一般の方々も対象としてDV、虐待、子育て等の電話相談（レインボーライン）の開設をしている。これらは平成 28 年度途中からホ

ホームページ上で公表しているだけであるため、利用の申し込みなどは限定された方、団体のみとなっている。今後どのようにアピールしていくかを検討していかなければならない。

⑦ 権利擁護と権利侵害への対応

母親と子どもを尊重した支援と社会的養護についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持って、日々の支援において実践する。

にじが丘荘が行う支援について事前に説明し、母親と子どもが主体的に決定できるよう支援する。支援の内容の改善に向けた取組を行う。

児童虐待対応マニュアル、同チェックリストに基づき、いかなる場合においても、職員はいうまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切なかわりを起こさないよう権利侵害を防止する。

IV 事業計画

母子生活支援施設の支援は、親子、家庭の在り方を重視して行われることが重要であることから、にじが丘荘では、施設特性を生かし、母親と子どもに対して生活の場であればこそできる日常生活支援を、提供するサービスの要の部分なすと考えており、具体的に、次のような支援を行っていく。

(1) 母親に対する支援

職員は、「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心がけ、下記の取り組みを進める。

① 自立支援計画の策定

入所時面接の際には自立に向けての意思確認を行い、おおよその将来方向を定め、方向に基づき必要な援助を行い、一定の期間経過後、援助の過程で明確になった課題に対して、母親の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定する。自立支援計画は、支援に当たる職員全員で合議の上決定する。継続して利用している母親についても少なくとも年1回以上、個人懇談会を開催し、課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課題解決を図っていくものとする。

② 経済的支援

入所時にまったく所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度で一時的に生活ができるよう関係行政機関に協力の依頼を行う。

また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに従い金銭管理を行う。

児童扶養手当、遺児手当の受給、母子医療（ひとり親家庭医療助成）、乳幼児医療制度の利用手続き（必要な場合には離婚調停、裁判離婚手続き）の支援を行う。

③ 離婚等の支援

離婚後の生活についてなど課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるよう支援していく。法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、

調停、裁判手続き等により離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得等課題解決できるよう支援を行う。

④ 就労支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に対する就労支援を図る。時にハローワークへの同行、福祉事務所の支援相談員につなぐなどの支援を行う。また、将来の経済的自立の一助となるよう資格取得のための支援策も取り入れる。

さらに、支援の一助として入園前の乳幼児保育や、保育園への送迎などを行う。

⑤ 住宅入居支援

公営住宅等への入居募集情報等の把握に努め、希望者の入居支援を図る。自立に向けた取組みを進めている世帯で希望する者には市営住宅のあっせん入居の支援を図る。公営住宅入居がなかなか決まらない利用者については、不動産仲介業者等を通じた入所支援を図る。

⑥ DV被害者の保護

DV被害を受けた母子について、必要な場合には、「DV防止法」に基づく保護命令の取得、「ストーカー行為等規制法」に基づく禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応とともに、施設内での仮名使用、住所を知られないような措置、非常事態の際の警察の出動依頼などにより保護に努める。

⑦ その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、虐待の恐れのあるケースなど個別対

応の必要なケースが非常に増加している。そのようなケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛ける。必要に応じて母子支援員等による課題に対応した各種の相談・支援を行う。

(2) 子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりをすすめていく。子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、どの子にも自分が大切にされているとの思いが伝わるよう、声掛けと丁寧な対応に心掛けていく。

① 子どもの自立支援計画の策定

子どもの心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、子どもと面談し、母の意見も聴いた上で、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。この自立支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにする。定期的に実施状況の評価と計画の見直しを行う。現在は小学3年生以上の学童に対して行っているが、対象を広げるかも検討していく。

② 子どもの健全育成

子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行う。児童相談所、福祉事務所、

学校、保育園、民生委員児童委員等との連携により、子どもの健全育成に努める。

乳幼児については、入所と同時に入所可能な保育園を探して、就労支援・発達保障の一助とする。また、病児保育等補完保育を実施する。

学齢児については、学校及び関係行政機関等と連携して、就学を支援する。下校後や長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図る。

昨年名古屋市と名古屋市子ども会育成連絡協議会は、子どものいじめなどに対する対策として地域の目としての子ども会と、学校がより密に連携をとっていくことを約束した。そのことから地域子ども会役員を担うにじが丘荘職員は、施設として子ども会としての目を持って学校と一層の協力関係を築いていく。

③ 学習や進路、悩み等の相談支援を行う。

学童は学習の遅れが目立つ子どもも多い。子ども達が社会に出て生きていくために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう学童の学習支援を実施する。学習支援については、①学習の習慣化、②分からないことを質問できるようにする、③達成経験を増進する、を目的に支援を行うものとする。支援に当たっては、家庭と施設の役割分担、学習姿勢の形成、基礎学力向上に向けた内容、学習の到達度の基準の明示、塾や教育系大学との連携なども視野に『子ども支援マニュアル』に沿った支援を進める。何らかの障害を持った子どもも多くなってきており、施設のハード面的にも集中して学習に取り組む環境の提供が難しい状況となっている。それらを打破する方法の一つとして学生の協力を得て個別学習支援を行っていく。

就職・進学への支援は、母親と子どもの意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めて行う。特に住込み就労や就労しながらの進学に関しては、児童養護施設を対象に就労支援を行っている団体と関係を結んでおり、母子生活支援施設の子どもたちにも支援提供を受けていく。

④ 子どもの権利擁護

子どもと個別にかかわる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を持つるようにし、暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルを職員が示す。

医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行う。児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応する。被虐待児童に対しては、必要に応じて心理判定、児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用する。

(3) 母子等の心理的ケア

母親は精神症状が出ている者、DV経験などからフラッシュバックで眠れない者、自身の複雑な成育歴に起因する問題を抱え、不安定な状態にある者など様々な困難な状態に置かれている。

子どもたちも長年の虐待やネグレクトなどにより特定の人への愛着が損なわれ愛着障害と診断(判断)される者が多い。また、発達障害と診断されるなど困難なケースほど、愛着の問題が絡まっており、そのことで症状が複雑化し、対処しにくくなっている。

これらの対応として、精神科病院・クリニックへの受診、療育センター通所による診

断・療育が受けられるようにするほか、にじが丘荘で別に時間をとって、心理的支援・個別相談を設定し、心理的なケアを実施していく。

① 心理的支援

心理療法（カウンセリング）を行うことのできる専門家である心理療法嘱託員2名を雇用し、夫からの暴力を受けた母子、愛着障害や発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理的ケアを実施していく。また、カウンセリングによるケアにとどまらず、心理検査や生活場面全体を通じた心理アセスメントを行い、リスクマネジメントを含めた心理的支援の充実を図っていく。

② 個別相談

生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による被虐待児等への随時のケアを行う。また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務処理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人滞在許可期間の更新、外人登録、パスポートの取得、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じる。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理的負担を軽減するよう努める。

(4) 退所者のアフターケア

平成26年度より退所者の「退所後支援計画」を策定しているが、組織的なアフターケアの実施について留意していく。

① 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談、支援
精神不安定・情緒不安定な者に対する相談

母子関係の調整

子育て相談（育児、しつけ）、進学相談、子どもの就労相談

復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

② 安否確認

例年、にじが丘荘で行う「餅つき大会」に、年度を5年前迄さかのぼり退所者に招待状を送り、安否確認を実施する。

③ 学童キャンプ等行事や学習会への参加

退所間もない児童には、学童キャンプ等ににじが丘荘の行事について、案内状を送付し参加を案内する。また、夏休みなど荘内で行っている学習会にも退所児童を受け入れていく。

(5) 入所者からの苦情、意見等の把握と対応

入所した母子等からの苦情、意見等について、次のような対応を図る。

① 組長連絡会

毎月交代で行う組長連絡会では、組長を通じて利用者の苦情、意見等を出してもらい対応を検討し、結果を回覧板や通信で周知を図る。

② 自治会懇談会

年3回実施する基本的に全員参加の自治会懇談会では、苦情、意見等を自由に出してもらい必要な対応を図る。

③ 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等

その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応する。

④ 苦情等解決制度

①から③の対応によっても解決できない場合、苦情解決制度（「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会要望等解決委員会規約」に基づき要望等解決委員3名を委嘱している。）に基づき入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努める。しかし、施設の設置している苦情解決体制では信じきれないと考えられる利用者もみえるであろうから、愛知県社協の「福祉サービス苦情解決制度」についても周知している。

(6) 意向調査

職員は、日常的な会話の中で発せられる母親と子どもの意向をくみ取り、また、施設として、母親と子どもの意向調査、ニーズ調査を行い、改善すべき課題を発見し、課題解決に取り組むことが重要である。

母親と子どもの意向・ニーズ等を定期的に調査把握することは課題の発見、対応策の評価、業務の見直しの検討材料であり、調査結果を活用し、生かしていくための組織的な取り組みが重要だと考えている。

① 利用者満足度調査

指定管理を受けてからは、年1回原則12月に利用者全員（母のみ）に利用者満足度調査を実施し、市子ども福祉課に報告するとともに、利用者支援の向上を図っている。

② 自立支援計画策定に向けての意向調査

自立支援計画策定のための個人懇談会前に、意向調査票を配付し、ヒアリングを実施し、自立支援計画の内容に反映するようにしていく。

③ その他のヒアリング

毎月1回輪番制の各階の組長連絡会、年3回の利用者全員による自治会懇談会においてヒアリングを実施し、利用者のニーズ、不満などを把握したうえで、改善策を検討し、それにより必要な業務の見直しを組織的に続ける。

(7) 個人情報管理及び情報公開

入所者の個人情報及び名古屋市にじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図る。

① 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応する。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知し徹底する。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、厳重に管理する。

② 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開する。

(8) 災害等への対策及び対応計画

災害等への対策及び対応については、次のような対応を図る。

① 災害等への対策の基本的考え方

地震・火災等の災害に的確に対処するため、「平成 29 年度年間防災訓練活動計画」を策定し、計画に沿って実施する。

事故・災害等に対する利用者の心構えを醸成するため、年 3 回行う自治会懇談会での周知を図る。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」等に基づき適正な対応を図る。28 年度までは、建物の

1

階に星ヶ丘にじ保育園が併設されていたので、星ヶ丘にじ保育園との間で締結する「全体についての防火管理に係る消防計画」及び「共同防火管理協議事項」等も対応に欠かせないものであったが、29 年度からは 1 階は無人となる。管理は市の保育課の方で行うとのことであるが、その場合

② 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険個所をその都度確認し、修繕等を行う。廊下等避難路に物が置いてある等の場合は、入所者に説明し対処する。

③ 緊急時対応

火災、地震、その他の災害時には、「緊急時の対応について」マニュアルや前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」等に基づき対応することを基本に、的確に対応する。不審者侵入及び急病人の発生時の対応については、具体的手順を「緊急時の対応について」マニュアルを策定しており、それに基づき対応していく

(9) 施設管理の実施計画

施設の保守管理と修繕についての基本的な対応は次のとおり。

① 施設保守管理

居室は、年 3 回定期的に点検を行い、排水管状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を行い、不具合等があれば早急に修繕する。

施設の老朽化に伴い、対応が必要なものは速やかに対応する。

大規模修繕については、名古屋市と協議し、「協定書」に従い修理等を行う。

② 会計管理

名古屋市との間で、「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会管理規程」を定めているほか、会計については公益法人会計基準（新基準）及び「公益財団法人名古屋市

千種母子福祉協会経理規程」に基づき、財政状態、経営成績を適正に把握し、実施する。

(10) 法人事業計画、にじが丘荘行事(事業)計画及び年間防災訓練計画

- ① 法人事業計画
「平成 29 年度公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会事業計画」のとおり
- ② にじが丘荘行事（事業）計画
「平成 29 年度名古屋市にじが丘荘事業計画」のとおり
- ③ 年間防災訓練計画
「平成 29 年度年間防災訓練計画」のとおり